

1 三重県内で発生した交通労働災害事例(平成29年)

I. 死亡災害事例

業種	職種	年代	経年数	災害発生状況
派遣業	運転手	70代	9年	被災者は、送迎車を運転し従業員を自宅へ迎えに行き、派遣先事業場へ向け国道を走行中、交差点において中央分離帯に激突した。
卸売業	配達員	50代	9年	被災者は、配達業務中、国道を走行していたところ渋滞停止中の準中型トラックに追突した。
教育研究業	用務員	60代	3年	被災者は、自転車で学校用務の買い物を終えて学校へ戻る途中、道路脇の車庫から出てきた自動車と衝突した。
製造業	運転手	60代	35年	被災者は、4tトラックで製品を運送中、国道を走行していたところ、後方からダンプカーに追突され、前の大型トラックとの間にはさまれた。
警備業	警備員	60代	3か月	被災者は、道路舗装工事現場において警備員として交通誘導をしていた際、資材運搬中のダンプカーを誘導していたところ、当該ダンプカーとガードレールの間にはさまれた。
建設設備工事業	清掃員	20代	3年	被災者は、深夜作業を終えて社用車に乗車し帰路途中、高速道路のトンネル内で前方の大型トラックに追突し、はずみで右側の壁に衝突、横転し後方から走行して来た乗用車に衝突された。
建設設備工事業	清掃員	10代	11か月	同上
建設設備工事業	清掃員	20代	2年	同上
派遣業	土工	70代	55年	被災者は、道路の除草作業中、自ら運転し停車させた作業車に刈り取った草を乗せようとして作業車から降りたところ、当該作業車が動き出したため、停車させようとしたところガードレールと作業車の間にはさまれた。

II. 休業災害事例

業種	職種	年代	経年数	休業見込期間	災害発生状況
新聞販売業	配達	20代	3か月	2週間	被災者は、自動車で配達中、信号の無い交差点を直進中、出会い頭に右側から直進してきた車と衝突した。
電気通信工事業	建設作業員	60代	8年	3週間	被災者は、トラックで産業廃棄物を運搬中、道路と側溝の段差で車のコントロールを失い、路肩から1m下の側溝に滑り落ちた。
通信業	営業	40代	23年	1か月	被災者は、スクーターで営業先へ向かう途中、信号が手前で黄色に変わりブレーキをかけたが雨で前輪が滑り、バイクごと転倒した。
建築業	大工	30代	17年	1か月	被災者は、会社から現場へ車で向かう途中の道路で前日からの雪で路面が凍結しておりタイヤがスリップし、車ごと転倒した。
保健衛生業(社会福祉施設)	生活支援員	30代	6年	2か月	被災者は、利用者を送迎のため国道を走行中、前方の停止車両を避けるためブレーキを踏もうとしたが操作を誤り、電柱にぶつかった。
新聞販売業	配達	50代	15年	2か月	被災者は、自動車で配達中、ハンドル操作を誤って縁石に接触し、その反動で頭部等を打撲した。
タクシー業	乗務員	60代	5年	3か月	被災者は、タクシー待機所から戻る途中、交差点の赤信号で停止中に後方から来た車に追突された。
保険業	営業	50代	10年	4か月	被災者は、営業で車を運転中、信号の無い交差点で、出会い頭に車と衝突した。
一般貨物自動車運送業	運転手	40代	9年	12か月	被災者は、大型トラックで高速道路を走行中、渋滞で停止した為、車線変更しようとしてミラーで後方確認していたところ、後ろから車両に激突された。

2 交通労働災害を防止するために

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取り組みを行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

二輪車に必要な配慮

- ☑ **二輪車運転対策**
 - ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
 - ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬季に必要な配慮

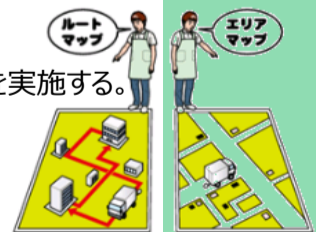
- ☑ **視認性向上**
 - ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。
- ☑ **季節・天候対策**
 - ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。



交通労働災害防止のためのガイドライン

- ☑ **適正な労働時間等管理・走行管理**
 - ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
 - ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。
- ☑ **点呼の実施**
 - ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。
- ☑ **荷役作業を行わせる場合**
 - ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ☑ **交通労働災害防止の意識高揚**
 - ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
 - ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

- ☑ **教育の実施**
 - 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。
 - ・十分な睡眠時間の必要性の理解
 - ・飲酒による運転への影響の理解
 - ・交通危険予知訓練による安全確保
 - ・交通安全情報マップによる実態把握



- ☑ **その他**
 - ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
 - ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
 - ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
 - ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。



交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しよう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

■ 職場のあんぜんサイト:交通労働災害の現状と防止対策 <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

(H30.9)

